

## 会議録

会議の名称	第3回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成30年2月8日(木) 10時00分から12時00分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟B会議室
出席者	(委員) 伊藤委員、松尾委員、土谷委員、杉山委員、村田委員、保谷委員、都築委員、大谷委員、本橋委員、今安委員 (事務局) 五十嵐課長、北原主幹、師岡主事
議題	(1) 農業・農地に係る状況について 生産緑地法の改正、平成30年度税制、西東京市の条例制定、等 (2) 第2次農業振興計画 平成29年度の事業取り組み状況について ① 平成29年度取り組み状況報告 ② 市民農園について (3) 第2次農業振興計画 後期見直しについて ① 見直しのポイント ② 見直し業務(概要案) ③ スケジュール ④ 農業者アンケート結果、等
配布資料	資料1 「生産緑地法の一部改正が施行されました」 資料2 平成30年度税制改正大綱(抜粋) 資料3 西東京市生産緑地の指定規模に関する条例 資料4 第2次農業振興計画施策一覧 資料5 市民農園利用状況 資料6 第2次農業振興計画中間見直しについて・西東京市の農業振興施策の概要及び課題 資料7 第2次西東京市農業振興計画中間見直し業務概要 資料8 平成29年度農業者意向調査 集計結果
参考資料	第2次西東京市農業振興計画(概要版)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： ただいまより、第3回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。本日は、田中委員と藤波委員より、欠席の連絡をいただいている。まず、傍聴者の確認をお願いする。</p> <p>○事務局： (「傍聴者なし」の報告)</p> <p>○委員長： 次に、開会前に事務局から発言を求められているので、これを認める。</p> <p>○事務局： 2月1日付でJA東京みらい保谷支店の人事異動があったので、紹介させていただく。 これまで清水委員にご出席いただいていたが、異動のため、後任に本橋正明西東京地区統括支店長に本委員会委員をお務めいただくこととなった。</p> <p>&lt;委嘱状交付及び本橋委員よりご挨拶&gt;</p>	

- 委員長：  
次に、資料の確認をお願いします。
- 事務局：  
(配布資料の確認)
- 委員長：  
次第にしたがって、議事を進める。議題（１）「農業・農地に係る状況」について、事務局より説明を求める。
- 事務局：  
(資料１から資料３までにより、生産緑地法の改正に伴う各手続き、特定生産緑地の内容、予定されている税制改正の方向性、農地の貸借等の制度改正等について説明。)
- 委員：  
第１種生産緑地とはどのようなものか。
- 事務局：  
現行の制度ではなく、以前あった生産緑地制度である。
- 委員長：  
事務局の説明に対して、何か質問や意見はあるか。
- 委員：  
今回の制度改正については、内容を総合して考えると、市内の緑を残していくための制度改正になるのか、宅地化していくための制度改正なのか。
- 事務局：  
基本的には、農地を残していくことを目指した法改正となっている。指定が行われてから30年が経過した生産緑地については、自由に買取申し出をすることができるようになる。特定生産緑地制度の指定を受けることで、これまでと同様の状態を維持していくことを狙った改正となっている。また、生産緑地として指定する面積についても、これまでよりも小さな面積で指定できるようになる。
- 委員：  
相続等が起きた時に農地が宅地化されることが多いと感じるが、相続税に関する適用等はどうなるのか。
- 事務局：  
特定生産緑地はこれまでの生産緑地制度を引き継ぐことになるため、同様に納税猶予制度にのることが可能である。
- 委員長：  
農業者である各委員から、今回の制度改正関連について何か意見はあるか。
- 委員：  
平成27年に都市の農地の減少に歯止めをかけること等を目的とした都市農業振興基本法が制定し、併せて都市農業振興基本計画も作られた。現在、実際に生産緑地法の改正等を含めた具体的

な施策が出てきている状況である。その中で、農地の貸借を認めていくという流れにもなりつつあるが、実際に相続が起きた時、今回の制度改正があることによって農地を残しやすくなる、という部分については、個人的にはどこまで効果があるか、という点で疑問を感じている。

○委員：

同様に貸借についての意見だが、生産緑地法の改正で、農地の貸借は法人に対しても可能になってくると思われる。そこから考えると、今回の改正は、法人が農地の運営に入りやすくなるということも狙った改正ではないか、と感じている。農業者のためだけに、法律が改正されたとは思ってはいない。

○委員：

相続等で買取申し出が出ると、行政が買い取るか買い取らないかを決めて、ほとんどはそこで買い取らないということになるのだが、国や都の考えには、行政が公共的なものとして買い取って、高齢者や子どもたちが農業に親しむ施設として活用するという考えもある。しかし、財政的な制約もあり実現性も低いと思われるので、今の段階では、農地の減少に即効性のある方法とはいえない施策が出てきている、と感じている。

○委員長：

その他に委員から何か意見はあるか。

○委員：

現在、農のアカデミー事業にボランティアとして参加しているが、借りている農地で運営されているため、場合によっては返還しなければならない農地であると聞いている。農業に関する知識を子どもたちが身に付ける教育の場として、非常に重要な意義のある場所となっていると思うので、継続していけるような仕組みを作ってほしい。市民農園についても、継続性のある農地で運営していくことができるような取組みになればいいと考えている。

○事務局：

市の姿勢という部分について申し上げるが、市の最上位計画で、まちづくりの根幹である基本計画の中では、農地や農業を、単純にみどりを残すために必要な要素である、という捉え方はしていない。あくまでも農業という産業が持続可能な環境をまちづくりの中で整え、その事業の延長線で農地が残っていくことが望ましいという考えを持っている。また、税については、国で生産緑地や税に関する見直しの話があがっている。相続税は確かに国の税金であるものの、例えば固定資産税については市税であるため、農地に係る税金については市も関与していると考えている。市としては、国の様々な制度改正はあるが、先ほどの持続可能な農業経営の上に立った農業振興というところは、まちの一番の土台であると考えている。その中で農地の持つ多面的機能をきちんと可視化して、住んでいる市民の方に農業・農地のあるまちだと意識してもらうことが、農業者の収入増や、国などに意見や声をあげる時の必要な視点にもつながると考えている。

○委員長：

では、次の議題（２）「第２次農業振興計画 平成29年度の事業取り組み状況」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

（資料４及び資料５により、平成29年度における事業の取り組み状況、市民農園の現状及び26市の運営内容の現状、等について説明。）

○委員長：

何か意見はあるか。

○委員：

「マルシェ」とは、どのようなイメージでこの名前にしたのか。農地では多面的に様々な事業を実施しているようだが、より効果を出すために、他の団体等で実施したほうがいいこともあるのではないか、と思う部分もある。また、市民農園については、他の自治体と比較するのであれば、面積などに違いはあるか、というところも調べられていると分かりやすくなる。利用終了まで1年を切った後に返金しない、というのはいいやり方だと思う。

○委員長：

今から数年前にスタートした「都市と農業が共生するまちづくり事業」には、地域の住民にとって農地は非常に貴重なものであると位置づけることで、元々市街地の農地という存続が難しいものをしっかりと残していくために多面的機能を評価していこう、という狙いが含まれていた。都市農業を活かしていくため、色々な取組を市がバックアップしていく事業であったと思う。市がどこまで実施するのか、というところについては検討すべき事項でもあると思うが、これまで色々な議論や取組を通じて、様々な事業を運営してきているというのが西東京市の現状である。今の委員から質問があった市の取組みという点について、事務局としてはどのような運営を行っているか。また、マルシェについても回答願う。

○事務局：

マルシェという言葉には特別な意味はなく、あくまで直売イベントとして実施しているものであり、内容は市内産農産物や加工品を売っている事業である。市の取組については、農業における課題の解決や、どのように発展させていくか、という意識を大きな土台として実施しているものであり、様々な分野で、様々な事業を展開しているところである。また、外部組織の農業委員会やJA等、市内で農業に関わる各機関とも協力している。

○委員長：

先ほどの事務局の発言にあったが、市の施策として様々なことを実施することにより、むしろ生産者が疲弊するなどして、本業に効果が出なければ意味がない。あくまでも、生産者として本業がきちんと成り立っている状況だからこそ、市民に対しても色々な役割を担っていくことができる、ということも含まれていると思われるので補足させていただく。

○委員：

農業だけで生活していくという点に、あまりにも肩に力が入りすぎているのではないかと思う。例えば野菜については、市場の中で需要と供給が決まり、それに価格が伴うものだと思う。そうした構造上、西東京市だけで考えるのではなく、全国的にどうなっているかというところも見必要がある。また、例えば農のアカデミーでは、こどもたちが「農」に関する様々な知識を身に付けたり、ボランティアの健康を維持する目的、農業者の連携を図る効果もあると考えられるので、そうした施設の基盤整備も検討してもらえるといい。

○委員長：

今の意見についても、都市の農地を評価している、という部分では同じ意味である。他に各委員から質問はあるか。

○委員：

畑の防災訓練と農業景観散策会とは、どのような事業なのか。

○事務局：

畑の防災訓練は、中町で体験農園を経営されている方の畑を借りて、避難訓練、消防訓練、炊き出し訓練を行うものである。農業景観散策会は、北町の農業者の施設を借りて、花の寄せ植え、花の写真撮影の指導を受けるイベントとして実施した。

○委員：

中町と北町はいずれも旧保谷地区で実施されている。旧田無でも、このようなイベントが開催されるといいかと思う。

○委員長：

市民の方が、旧田無エリアで参加できる同様のイベントはあるのか。

○事務局：

農業者の業種、会場の条件等がイベントに向いている場所で開催しているため、現状は保谷地区だけで行っている。今後、実施できる余地があるかどうかについては、条件の見直し等も含めて検討していきたい。

○委員：

「都市と農業が共生するまちづくり事業」については、都の補助事業ではじめた事業であるが、これからどの個別事業をどれくらい継続していかなければならないのか等を、少しずつ絞り込んでいく必要もあるかと思う。

○委員長：

「都市と農業が共生するまちづくり事業」の委員会には、他課の連携する部署の職員が委員として参画していた。農地の多面的機能を評価してそれを発揮するためには、産業振興課だけではなく、関係各課と協働や連携していくことが必要である、という考えは重要である。農業者の方々が所有している農地には多面的機能があり、その活用が期待されているように、市でも多面的機能を発揮するためには各部署が連携することが求められる。現在、教育委員会と連携を取っているようであるが、当時の状況とはまた変わってきている部分があるというのも推測される。事業を絞り込むことも重要だが、もう一方では、農地や農業に関する農業振興施策を、農業部署だけでなく教育や防災の中で取り組むことができるのか、等という見直しも、必要であると考えられる。

○委員：

「農地の適正な肥培管理」という部分についてだが、農業委員会として年1回農地パトロールを行っているが、非常に判断が難しい場面が多くなっている。また、日頃の農業者の様子等も判断材料としては非常に重要な部分であるので、農協の協力も大切である。また、農業者が納税猶予を受ける際の申請業務は、農協が委任を受けて農業委員会に申請していることが多いが、行政がその後の肥培管理に対応することが多いので、行政と連携を取る必要があると感じている。

○委員：

農協としても、ルールに則って管理することは大切なことだと考える。農業者の方を対象として、特定生産緑地制度の講習会を行う予定もあるので、その際には納税猶予も含めて、しっかりと農業者に周知していきたいと考えている。また、先ほど市の農業振興施策の中で、農協の連携という部分について話が出たが、農協も可能な限り、協力や独自に実施している業務がある。JA東京みらいの管内の各市町村では、例えば学校給食への出荷、共同直売所、新規就農者向けのセミナー、女性農業者の育成、親子参加での収穫体験、農園事業等に関与している部分がある。

○委員長：

引き続き市民農園についてを議題とする。現状、利用料は2年分一括納付としている。資料5を見ると、他市では毎年度支払いというところも比較的多く見られる。今後、徴収の仕方については現状の方法を維持しつつ、残りの利用期間が短くなってから辞退をされると代替りの利用者がなかなか見つからないため、1年を切った利用料については返金しないこととする、というのが事務局からの提案である。この提案について、各委員から何か意見はあるか。

○委員：

これまで利用料徴収が2年ごとだった理由は何かあるか。

○事務局：

2年ごとの納付によって、手続きが1回で済むことや、書類のやり取りが減る等の利点があるためである。

○委員：

区画の広さと区画数はどのようにになっているか。

○事務局：

(区画数、面積等について説明。)

○委員：

市民農園の需要は多いと思うので、市にはこの点の把握をしっかりとしていただきたい。現在、市が所有者から借りている農地は所有者へ返還をする可能性があるということからも、どのように用地を確保していくか、ということも意識してほしい。

○事務局：

すべての市民農園が3倍程度の倍率となっており、そのことから、市民の方からの市民農園への要望は高く、増設等も検討課題であることは認識している。しかしながら、市の全体の枠組みで考えると、管理運営費や土地の取得費用等、市の様々な事業とのバランスをとることが必要である。担当課としては、市民の方に農作物を作る楽しみを味わっていただきたいという点から、引き続き検討していく。

○委員長：

例えば1年目の途中、つまり数ヶ月で辞退した、というような場合はどのようにするのか。

○事務局：

2年間の契約のうち、1年を経たない内に辞退される方については、翌年度分の利用料を返金する想定である。

○委員長：

数ヶ月で辞退した場合には、翌年度分を返金し、1年を過ぎた場合には残りの期間に関わらず返金しない、ということで認識した。こうした提案について、委員から質問や意見はあるか。

○委員：

市外への引越し等、やむを得ない事由で辞退する場合なども同じような対応とするか。

○委員：

最初の数ヶ月で辞退した場合、1年目の分は返金せずに、2年目の1年間分だけ返金する形は

いいのではないかと考える。繰上げのタイミング次第で、利用者が農作業上の重要な時期に作業できないとなるのは、損だと思う。辞退の事由については、個別に判断すると事務局にとって厳しい部分があると思われるので、そこは一律にしてもいいと思う。また、利用期間は2年間となっているが、正確に言うと4月から翌々年の2月までの23ヶ月間であるので、どこからが1年間なのか、という明確な基準は設けておくほうがいい。

○委員長：

他市を見ると、返金をしないというところもいくつかあるようである。1年目の途中で辞退した場合に、これまでのように月割りによる1年目の残りの分は返金せず、2年目分の残り1年分を返金するとした場合、事務的な負担はどうか。

○事務局：

現状では期間に関係なく月割りで返金しているため、変更されればむしろ事務的な負担は軽減される。

○委員長：

現状では、1年を切った場合には返金しなくてもいいのではないかという意見は多勢であるが、さらに全額返金をしなくてもいいという意見も出ている。当委員会の意見を定める必要があるが、当初の事務局の意見に賛成する方の挙手を求める。

○各委員：

(挙手多数)

○委員長：

挙手多数のため、事務局の当初の提案意見を、当委員会の採用意見とする。

○委員：

利用料の値上げについては、今後も引き続き行っていく予定か。

○事務局：

これまででも、市民農園に関する経費から計算して、利用料の金額を少しずつ上げてはいるものの、まだ支出に対して充足していない。運営に係る費用については利用料で賄うことが前提であるということもあるため、翌年度以降も引き続き検討していきたい。

○委員：

3ヶ月程でやめた場所については、市民農園では補欠者まで決めているはずなので、その方を充てることになると思うが、その場合の利用料については、どのようになるのか。

○事務局：

繰り上がった補欠者からは、1年目は月割りで利用料を負担していただく。

○委員長：

では、次の議題(3)「第2次農業振興計画 後期見直し」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料6から資料8により、計画策定の委託、他の関連する計画と農業の関係性、見直し予定スケジュール、農業者アンケートの結果等について説明。)

○委員長：

現在、産業振興課では庁内関連部署と協力して各取組みを行っており、また、そうした連携の上には市の全体の計画があり、見直しのポイントを見定めながら、1年間計画を立てていく、というところの事務局からの説明であった。農業者アンケートについては、農業者の皆さまからご協力をいただいた中での集計であり、これは大切な結果であるとする。集計結果については計画見直しの委託業者とも共有し、活用していただきたい。委員から何か意見はあるか。

○委員：

2022年に向けた準備、という部分は、生産緑地の指定から30年を経過する、という意味でいいか。

○事務局：

そのような意図で記載している。生産緑地指定を受けている大部分の農地が、2022年に行為制限解除となる指定後30年を迎えるということで、その課題への対応や提言についての準備を、専門家やコンサルの目を入れて行っていきたい。

○委員：

知らない人が見た場合、2022年に何があるのかと考えてしまうと思われるので、他の資料に書いてあるように、生産緑地の指定から30年経過することを見据えて、というところをはっきり示すほうがいい。また、西東京市の特性に合わせた計画とあるが、現行の計画も西東京市の状況にあっているものだと思うので、何か新たな要素を入れる、といった書き方がいいのではないか。他の自治体で、中間見直し時に、費用をかけてしっかりと見直しを行うところはあまりないが、これだけ費用をかけるならば、その分効果的な見直しとなるような項目設定が重要になると考える。また、農業者アンケートについても、可能な限りこのアンケート結果を活かしていただきたい。

○委員：

計画の見直しを業者に委託するという話だが、どのような業者に委託するイメージなのか。

○事務局：

第2次農業振興計画を策定したときと同様に、様々な調査をして、集計結果を分析する業務を行うコンサルタント業者を想定している。

○委員：

農業を専門分野とする業者であるのか。

○事務局：

農業に特化している事業者自体は少ないが、都市計画等、調査を分析する手法を持っている事業者は複数いる。

○委員長：

コンサルが入るとそれだけ掘り下げた資料ができあがるため、そのこと自体はプラスに働くと考える。

○委員：

最近、6次産業化等の話題を聞くこともよくあるが、このアンケート結果では、加工品の開発に興味を持っている人の割合は1割に留まっている。地方の農業振興地域とは違う条件下で農業が行われている都市農業の難しさを表している結果だと思うが、これらのアンケート結果をうま



く活かして見直しを行うことで、市として効果的な施策を実施していく方向に変更していけるのではないかと。

○委員：

アンケートをみると、農業収入が300万円より低い方が75%となっており、このことから、農業者が農業だけで自立するには厳しさがあるということが分かる。どのように対応するか、具体的な方法を考える必要があると思う。また、顔見知りの農業者が学校給食用に小松菜を出荷しているが、アンケートでは大多数が学校給食への出荷を希望していない。このあたりはどのようなところに食い違いがあるのか。農業振興を継続していくには、問題の把握が大切だと考える。

○委員：

このアンケート結果からも、特に都市農業においては、農業だけで生活していくということは非常に難しいことだと改めて感じた。

○委員：

集計自体を、来年度のコンサルタント業者に依頼し、グラフ化するなどして見やすくすると思う。

○委員長：

アンケート結果については、改めて一度精査をすることとしたい。他に何か意見はあるか。

(発言なし)

○委員長：

無いようなので、これで議題については、終わりとする。

(次回の農業振興計画推進委員会の日程調整)

○委員長：

以上で、農業振興計画推進委員会を終了する。

《閉会》